

太田小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止のための基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは絶対に許されない行為であることを踏まえ、いじめられている児童を最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした指導をしていくことも重要である。

そのためには、学校、家庭、地域その他の関係者が総がかりで連携し、いじめ問題を克服するものである。

3 いじめの防止等にむけた方針

- (1) いじめは、「全ての児童、全ての学級、全ての学校で起こり得る」ものであるという認識を持ち、学校組織として、未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。
- (2) 学校生活や学級生活の中で、児童が自他のよさや可能性を多様な視点でとらえ、互いの存在を認め合うことにより、自己肯定感や自己有用感をもたせることに努める。
- (3) 「いじめは許されないことであること」、「いじめられている児童側に立ち守りとおすこと」を、常に児童に明らかにする。
- (4) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめ問題や命の大切さについて考えたり、話し合ったりできる活動を位置づける。
- (5) いじめの早期発見のために、定期的なアンケートとそれに基づく個別面談を実施するなど、教育相談の体制を組む。
- (6) いじめのない学校・学級を実現するために、学年に応じて児童が主体的に取り組める活動を取り入れる。

II いじめ防止等のための学校の取組

1 いじめ防止のための組織等

ア いじめ防止対策にあたるため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・本組織は、既存の生徒指導委員会を生かして運用する。
- ・構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、担任、必要に応じ、養護教諭とする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部の専門家を加える。その際、必要に応じ

て「太田小学校いじめ防止基本方針」について、助言をいただく。

- イ 本委員会は、いじめ防止に係る基本方針や取組内容、児童の問題行動等についての情報交換を行うため、定期的を開催する。また、職員会議を利用して各学級の情報を全職員で共有できるようにする。
- ウ いじめ事案発生の際は、緊急会議を行い、組織として対応を協議し解決にあたる。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめの未然防止

- ア 児童一人一人にはそれぞれによさや違い、可能性があることを、日常の授業を中心に、教育活動全体を通して理解させる。
- イ 道徳や特別活動を中心に、全ての教育活動を通し、児童の規範意識の醸成と集団づくりに努める。
- ウ 学級が児童の心の居場所となるよう、分かる授業や児童の自己実現をめざす活動を行い、児童が達成感と所属感を持てるよう努める。
- エ いじめ問題の防止を児童が主体的に考えることができるよう、学級会活動や児童会活動で取組を工夫する。
- オ 児童に対してインターネット上でのいじめが重大な人権侵害にあたることを理解させる取り組みを行う。(例：児童を対象とした情報モラルの授業やPTA主催の講演会等)
- カ いじめ問題に関する校内研修会を行うとともに、いじめ問題への取組を全職員でチェックする機会を持つ。(インターネット上でのいじめに対する理解も含む)
- キ いじめ防止のための相談窓口を、次のとおりとする。
 - ・ 日常のいじめ相談 (児童、保護者) …… 全職員 (担任を中心として)
 - ・ 地域や保護者からのいじめ相談 …… 副校長、生徒指導主事
- ク 外部相談窓口も、保護者に周知する。
 - ・ 県教委いじめ電話相談 …… 019-623-7830
 - ・ 24時間いじめ相談ダイヤル …… 0570-078310 文科省
- ケ 主任児童委員、民生委員、PTA三役との情報交換を行う。
- コ 本「太田小学校いじめ防止基本方針」について、PTA総会、学級懇談会、地区懇談会等の機会に周知する。

(2) いじめの早期発見

- ア 児童が相談しやすい環境作りに努め、日常的な児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- イ 児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童の言動や表情等に注意し、職員間での情報交換を密にする。
- ウ けんかやふざけ合いを発見した際には、発見した教職員を中心に事情等を確認し、関係職員にも知らせ、様子を観察する。
- エ いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行い、必要に応じて教育相談を進める。
 - ・ 生活アンケート …… 年2回 (うち1回は保護者にも依頼)
 - ・ 心の健康観察 …… 年1回
 - ・ 期末個別面談 …… 年2回
- オ いじめの認知については、国の策定した「いじめ対策推進法」に基づいて行う。

カ デジタル機器の所持状況の把握、インターネットの利用状況の把握をするとともにインターネット上のいじめに対処する体制を整える（例 ネットパトロール等）

(3) いじめへの対応

ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から具体的な言動について事実関係の確認をする。

イ いじめを認知したならば、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催して対応を協議し、全職員の共通理解のもと、組織的に対応する。

- ・可能な範囲での複数教員による事実確認
- ・今後の指導方針及び対応、組織体制の確立（校長による決定）
- ・被害児童及び教えてくれた児童の安全確保等

ウ 次の場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

- ・重大事態に発展する可能性がある場合
- ・ある程度の時間を経過しても、解決が見られない場合
- ・児童当事者間や保護者で、指導や対応に困難が予見される場合

エ 校長は、事実に基づき児童や保護者に説明する機会を持つ。

オ いじめる児童には、毅然とした態度で事実即して行為の善悪を理解させ、反省及び謝罪をさせる。

カ 法を犯す行為については、ただちに警察等に連絡し協力を求める。

キ いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡・支援を行う。ここで言ういじめの解消とは、いじめに係る行為が止んでいることであり、目安として3ヶ月相当の期間継続していることである。

ク いじめの解消については、被害児童本人及び保護者に対して面接等で確認をする。なお、この面談については、主として担任が行い、必要に応じて生徒指導主事、副校長、校長も対応にあたる。

(4) その他

ア 毎年6月1日を「いじめ防止を考える日」とし、いじめを防止するための取組を行う。

イ 学校評価の中に、いじめ防止等のための項目を入れ評価することにより、いじめ防止対策の充実を図る。

ウ 問題の詳細を生徒指導カードに記録する。記録は学期ごとにまとめ、情報を共有できるようにする。

エ 学期ごとにまとめられた情報についての交流会を開き、全職員で事実や対応を確認する。

III 重大事態への対応

1 重大事態のとりえ

重大事態に対しては、いじめられている児童の生命及び安全の確保を最優先に、迅速に対応する。重大事態を次のようにとらえる<いじめ対策防止法 第28条より>

- | | | |
|---|--|---|
| ① | いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた | 疑 |
| | いあると認めるとき | |
| ② | いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく | さ |

れている疑いがあると認めるとき

- 例 ○児童が自殺を企図した場合 ○身体に傷害を負った場合
○金品等に被害を被った場合 ○精神性の不安定または疾患を発症した場合

2 重大事態への対応

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告する。
- イ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ウ 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、「いじめ防止対策委員会」を設け組織的に調査と対応に当たる。
- エ 適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と利害関係のない第三者の参加を要請し、公平・中立な調査を行う。

3 重大事態の調査

- (1) 本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- (2) 客観的な事実関係を速やかに調査することとし、因果関係の特定については慎重を期する。
- ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
- ・いじめられた児童を守ることを最優先とし調査を実施する。
 - ・聞き取り調査に当たっては、いじめられた児童の事情や心情、状況等に合わせて十分に行い、継続的なケアや落ち着いた学校生活、学習ができるよう支援する。
 - ・明らかになった事実関係をもとに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。
- ウ いじめている児童への対応
- ・本人のおかれている状態を理解する。
 - ・自分の行った行為について深く反省させる。
 - ・相手の気持ちを理解させる。
 - ・いじめの動機をつかむ。
- (3) 留意事項
- ア 児童の自殺が起こった場合の調査については、亡くなった児童の尊厳を保持しながら、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。
- イ 調査に当たっては「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月1日付文部科学省初等中等教育局長発26文科初第416号)を踏まえ行う。
- ウ 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮のうえ、事実を確認した内容のみ提供する。なお、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- (4) 調査結果の報告
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。

対応①

いじめ事案への対応フローチャート

